

平成30年2月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年2月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月26日(月)午後1時30分から午後2時12分
- 2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員 (24人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	南波 快和
委員	3番	榎本 太	委員	4番	西奈美 公平
委員	5番	水澤 正明	委員	6番	大沼 和雄
委員	7番	松村 智	委員	8番	増子 強
委員	9番	榎本 喜作	委員	10番	佐藤 陽子
委員	11番	白塚 幸二	委員	12番	川上 勝之
委員	13番	馬場 勝	委員	14番	森田 謙
委員	15番	緒形 文一	委員	16番	志村 政美
委員	17番	小熊 威	委員	18番	南波 雅子
委員	19番	小泉 六助	委員	20番	桐生 正男
委員	21番	忠 貞夫	委員	22番	佐藤 常男
委員	23番	羽田野 正明	委員	24番	田村 信秀
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について
 - 第5号議案 農業振興に関する意見(案)について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦
- 7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 2 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 24 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7 番松村智委員、8 番増子強委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、1 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>2 月 5 日、柴橋地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、志村委員、松村委員、田村委員に出席していただきました。</p> <p>2 月 7 日、市町村農業委員会役員等研修会が新潟市の ANA クラウンプラザホテルで開催され、会長と志村委員が出席してございます。</p> <p>2 月 8 日、十二天地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、森田委員、佐藤常男委員、南波雅子委員に出席していただきました。</p> <p>2 月 9 日、認定農業者会築地支部集会在大直で開催され、5 名の委員さんに参加していただきました。</p> <p>2 月 10 日、認定農業者会中条支部集会在割烹魚太で開催され、2 名の委員さんに参加していただきました。</p> <p>同日、認定農業者会乙支部集会在米澤屋で開催され、5 名の委員さんに出席していただきました。</p> <p>2 月 15 日、第 23 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 17 日、認定農業者会黒川支部集会在亀文で開催され、7 名の委員さんに参加していただきました。</p> <p>2 月 19 日、2 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様にご案件を審査していただきました。</p> <p>2 月 20 日、胎内市農業者年金受給者連盟総会在植木屋で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 21 日、下越地区農業委員会連絡協議会第 1 回理事会及び定例総会、地域別農業委員会会長・事務局長会議が白山会館で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p>

	<p>第1号議案は、経営の拡大のための売買であります。</p> <p>この案件は、経営の拡大のため、加賀新地内の田を売買するもので、売買価格は総額〇〇〇〇円であります。</p> <p>申請地につきましては、胎内小学校の柴橋川を挟んだ向かいで、すぐ近くを譲受人が耕作していることから、譲り受けることを希望し売買に至ったものであります。</p> <p>以上、第1号議案につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、9番榎本喜作事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る2月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班委員6名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大のための売買であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>第2号議案は、作業場等の建設のための転用が2件であります。</p> <p>1番の案件は、築地地内の第2種農地である休耕畑に農作業場を建設するための転</p>

	<p>用でありまして、昭和 60 年ごろに作業場は建設されましたが、この度、転用許可が必要だということがわかり申請されたものであります。</p> <p>2 番の案件は、築地地内の第 2 種農地である休耕畑に住宅及び農作業場を建設するための転用でありまして、かなり前から住宅や車庫などが建設されていましたが、こちらもこの度、転用許可が必要だとなり申請されたものであります。</p> <p>なお、いずれの案件も今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されていることを申し添えます。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、9 番榎本喜作事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、作業場等の建設のための転用が 2 件であります。</p> <p>いずれの案件もやむを得ないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>第 3 号議案は、車庫用地及び個人住宅建設のための転用であります。</p>

	<p>1 番の案件は、羽黒地内の第 2 種農地である休耕畑を車庫用地として利用するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。</p> <p>申請地につきましては、昭和 57 年から譲受人の親が賃借し、アスファルト舗装をしたうえでパイプ車庫が設置されていましたが、この度、転用許可が必要とわかり申請されたものであります。</p> <p>2 番の案件は、柴橋地内の第 1 種農地である田に個人住宅を建設するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。この案件は、昭和 48 年に住宅建設のための転用を許可したものの、譲渡人は申請地から離れた勤務が多く、現在の住所地に住宅を取得したため、事業が実施されないまま現在に至り、住宅用地を求めている譲受人が事業を引き継ぐこととなったものであります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>次のページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、9 番榎本喜作事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、車庫用地及び個人住宅建設のための転用であります。</p> <p>1 番はやむを得ず、2 番は現地を確認しましたが事前着工もありませんでしたので、事前審査会ではいずれの案件も許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第 4 号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局説明願います。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、八田地内の田につきまして、譲渡人については以前から耕作せず、後継者もないことから、ご自身が元気なうちに所有する農地を処分することを望み、近隣の耕作者が譲り受けることとなったものでありまして、6,942 m²を総額〇〇〇〇円、10 a 当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>2 番の案件は、十二天地内の田につきまして、譲渡人自身は耕作していないことから、近隣の耕作者に買ってもらうことを希望し、集落内で買い手を探したものの見つからず、近くを耕作する譲受人が買い受けることとなったものでありまして、6,009 m²を総額〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>いずれの案件も、譲受人はあっせん台帳に掲載されている農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、16 番志村政美あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>16 番</p>	<p>第 4 号議案、所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 2 月 5 日、農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、申請地を平成 23 年に相続したもので農作業経験はなく、後継者もない等の理由から近くで耕作している農業者へ申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者ではありませんが、農業生産法人の構成員となっている方で耕作面積及び経営状況等も問題なく、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、14 番森田謙あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>14 番</p>	<p>第 4 号議案、所有権移転の 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 2 月 8 日、農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、長年農作業をしておらず高齢で後継者もない等の理由で申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業生産法人であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地の近隣を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それ</p>

	<p>ぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、9番榎本喜作事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題はなく、事前審査会ではいずれの案件も承認相当であると判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第4号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第4号議案の利用権設定の1番から88番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の1番から88番をご説明いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から88番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが5件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが10件、同じく再設定するものが4件、賃借権を新規に設定するものが18件、同じく再設定するものが48件、使用貸借による権利を新規に設定するものが2件であります。</p> <p>1番から3番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は1番が16,000円、2番と3番が20,000円であります。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>4番と5番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円であります。6番から9番は、農地利用集積円滑化団体</p>

を代理人として、認定農業者等に 4 年間又は 3 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 6 番が 23,000 円、7 番から 9 番が JA 仮渡金によるコシヒカリ 80kg 相当の金額であります。

議案書 5 ページをお願いします。

10 番から 15 番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は JA 仮渡金によるコシヒカリ 80kg 相当の金額であります。

議案書 6 ページをお願いします。

17 番から 20 番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に 5 年間又は 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円から 23,000 円であります。21 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 18,000 円であります。

議案書 7 ページをお願いします。

22 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃借料は 15,000 円であります。23 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 5 年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。24 番から 27 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 4 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 26,000 円又は 25,000 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。28 番と 29 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 3 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,500 円であります。30 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 10 年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。31 番から 33 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 31 番と 32 番が 26,000 円、33 番がコシヒカリ 120kg であります。

議案書 9 ページをお願いします。

34 番から 39 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 5 年間又は 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 34 番が 5,000 円、35 番から 39 番がコシヒカリ 30kg から 80kg であります。

議案書 10 ページをお願いします。

40 番は、労力不足を理由として、9 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 26kg であります。41 番から 45 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 5 年間又は 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 18,000 円から 29,000 円であります。

議案書 11 ページをお願いします。

46 番から 51 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 3 年間又は 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 46 番が 15,000 円、47 番と 48 番がコシヒカリ 60kg、49 番が 25,000 円、50 番と 51 番が 20,000 円であります。

議案書 12 ページをお願いします。

52 番から 57 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 16,000 円から 20,000 円とするものであります。

議案書 13 ページをお願いします。

	<p>58 番から 63 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 2 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 58 番、59 番、63 番がそれぞれコシヒカリ 90kg、50kg、120kg、60 番から 62 番がそれぞれ 26,000 円、20,000 円、10,000 円であります。</p> <p>議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>64 番から 69 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 4 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 64 番と 65 番がコシヒカリ 90kg、66 番から 69 番が 15,000 円から 29,000 円であります。</p> <p>議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>70 番から 75 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3 年間又は 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 5,300 円から 13,000 円であります。</p> <p>議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>76 番から 81 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 76 番が 5,000 円、77 番から 81 番がコシヒカリ 90kg 又は 120kg であります。</p> <p>議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>82 番から 87 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30kg から 69kg であります。</p> <p>議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>88 番は、労力不足を理由として、5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30kg であります。</p> <p>以上、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 88 番の事前審査結果について、9 番榎本喜作事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 88 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 5 件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが 10 件、同じく再設定するものが 4 件、賃借権を新規に設定するものが 18 件、同じく再設定するものが 48 件、使用貸借による権利を新規に設定するものが 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 88 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第4号議案の利用権設定の1番から88番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から88番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の89番を審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の89番をご説明いたします。</p> <p>89番は、賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>この案件は、労力不足を理由として認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円であります。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の89番の事前審査結果について、9番榎本喜作事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の89番は、賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の89番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)

議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の89番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の89番については、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「農業振興に関する意見(案)について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。 議案書19ページでございます。</p> <p>この案件は、数か月に渡り皆さまにご意見をお願いしてまいりました、農業振興に関する意見についてであります。農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得た知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、意見を提出しなければならない義務を課せられ、改善意見を提出された関係行政機関は、その意見を考慮しなければならないことが法令で定められております。</p> <p>1番の市との連携強化につきましては、優良農地を守るため、更なる市の協力を求めるものであります。</p> <p>2番の猿害に対する支援につきましては、地域の体制整備に市が関わることを求めるものであります。</p> <p>3番の遊休農地の改善等につきましては、遊休農地の解消策及び防止策を提案するものであります。</p> <p>4番の担い手農家の育成支援については、先を見据えた担い手の育成等を促すものであります。</p> <p>5番の食料農業大学との連携については、新潟食料農業大学の開学を機に、大学と地元が連携しお互いが繁栄できるような関係作りを促すものであります。</p> <p>6番の耕畜連携の充実等につきましては、耕畜連携や有機物の利用促進などを提案するものであります。</p> <p>なお、先月の協議会以降にご意見等はありませんでしたので、先にお示しした内容と変わりはありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありました。この件について、質疑を行います。</p>

ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長

ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決します。第5号議案「農業振興に関する意見(案)について」は、承認することにご異議ございませんか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案「農業振興に関する意見(案)について」は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。

以上で、日程第3の第1号議案から第5号議案までの審議を終了いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了致しました。

これを持ちまして、平成30年2月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年2月26日

議 長

7 番

8 番
